

障 発 0401 第 4 号
平成 28 年 4 月 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

「居宅介護職員初任者研修等について」の一部改正について

「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）の一部改正に伴い、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

(別紙)

○ 「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	改 正 前
<p>障発第0130001号 平成19年1月30日</p> <p>一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日</p> <p>一部改正 障発0330第8号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日</p> <p>一部改正 障発0331第49号 平成26年3月31日</p> <p>一部改正 障発0331第17号 平成27年3月31日</p> <p><u>最終改正 障発0401第4号</u> <u>平成28年4月1日</u></p>	<p>障発第0130001号 平成19年1月30日</p> <p>一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日</p> <p>一部改正 障発0330第8号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日</p> <p>一部改正 障発0331第49号 平成26年3月31日</p> <p>最終改正 障発0331第17号 平成27年3月31日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>居宅介護職員初任者研修等について</p>	<p>居宅介護職員初任者研修等について</p>
<p>標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生</p>	<p>標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生</p>

労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。)として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成 15 年 3 月 27 日付け障発第 0327011 号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」(以下「前通知」という。)は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 (略)

第 2 居宅介護従業者について

1 居宅介護従業者等の具体的範囲等

(1)~(5) (略)

(6) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校又は養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修(以下「実務者研修」という。)を修了している者については、当該研修における履修科目が、居宅介護職員初任者研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、各都道府県の判断により、居宅介護職員初任者研修課程の全科目を免除することができるものとする。

労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。)として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱いは、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成 15 年 3 月 27 日付け障発第 0327011 号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」(以下「前通知」という。)は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 (略)

第 2 居宅介護従業者について

1 居宅介護従業者等の具体的範囲等

(1)~(5) (略)

(6) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 125 号)附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 5 号の指定を受けた学校又は養成施設において 6 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修(以下「実務者研修」という。)を修了している者については、当該研修における履修科目が、居宅介護職員初任者研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、各都道府県の判断により、居宅介護職員初任者研修課程の全科目を免除することができるものとする。

(7)~(10) (略)	(7)~(10) (略)
2 (略)	2 (略)
(別表) (略)	(別表) (略)
別記様式 (一) (二) (略)	別記様式 (一) (二) (略)